

追加受付

令和8年度建設工事入札参加資格審査申請要領

香川県

香川県に建設工事の追加の入札参加資格申請をしようとする者は、経営事項審査を受審の上、この要領に従い申請してください。

提出方法

県内業者…持参

県外業者…郵送 申請期間内に簡易書留等により郵送してください。県内業者の受付期間とは異なりますので注意してください。

対象事業者

- ① 令和7年度建設工事入札参加資格者名簿に登録されていない事業者
- ② 同名簿に登録されているが、新たな工事業種(又は営業所)を追加しようとする事業者
- ③ 同名簿に舗装で登録されている県外業者で、経営事項審査基準日時点の香川県内の営業所における舗装施工管理技術者数による技術評価点の加点を希望する事業者

審査基準日

県内業者…建設業法に規定する主たる営業所が香川県内にある建設業許可業者(香川県知事許可・大臣許可)のこと。

令和6年10月1日～令和7年9月30日の間の審査基準日を対象とした経営事項審査を受審している必要があります。

県外業者…建設業法に規定する主たる営業所が香川県外にある建設業許可業者(その他知事許可・大臣許可)のこと。

令和6年9月1日～令和7年8月31日の間の審査基準日を対象とした経営事項審査を受審している必要があります。

平均完成工事高要件

次の表に掲げる建設工事の種類の資格審査申請を行うときは、経営事項審査における当該建設工事の平均完成工事高が同表に掲げる金額に達していない場合、その工事の種類の申請をすることができません。

建設工事の種類	平均完成工事高
土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事	500万円以上
とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、塗装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、解体工事	0円超 (1円以上)

社会保険等の加入状況

適用除外の場合を除き、健康保険、厚生年金及び雇用保険に未加入の事業者は、資格申請を行うことができません。経営事項審査結果通知書の「その他の審査項目(社会性等)」の欄により確認します。

有効期間

入札参加資格の有効期間は1年間(令和8年4月1日～令和9年3月31日)です。

結果の公表について

資格審査の結果は、令和8年4月1日(水)に香川県建設業許可関連ホームページに掲載します。個別に通知はしませんので、ホームページで御確認ください。

【香川県建設業許可関連ホームページURL】

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/>

申請受付について

資格審査は、次の受付区分により行います。電子申請は利用できませんので、必ず書面で申請してください。

補正を求められた場合は、令和8年1月30日(金)午後5時までに補正を完了してください。

令和8年1月中に経営事項審査を受審する事業者についても、経営事項審査と同時の申請は受け付けておりませんので、必ず下記の申請受付期間で申請してください。

番号	区分	受付区分	申請方法	備考
①	新規	令和7年度建設工事入札参加資格者名簿に <u>登録されていない</u> 事業者	持参 (対面審査)	<u>必ず事前に電話で予約</u> した上で、お越しください。予約がない場合は受付できません。 <u>予約は令和8年1月から受け付けます。</u>
		県外事業者	郵送	
②	追加	令和7年度建設工事入札参加資格者名簿に <u>登録されているが、新たな工事業種(又は営業所)を追加</u> しようとする事業者	持参 (対面審査)	<u>必ず事前に電話で予約</u> した上で、お越しください。予約がない場合は受付できません。 <u>予約は令和8年1月から受け付けます。</u>
		県外事業者	郵送	
③	技術評価点加点	令和7年度建設工事入札参加資格者名簿に舗装で登録されている <u>県外事業者</u> で、経営事項審査基準日時点の <u>香川県内の営業所における舗装施工管理技術者数による技術評価点の加点</u> を希望する事業者	郵送	<u>※令和7年度の格付において加点されている方も、令和8年度の再格付において引き続き加点を希望される方は、再度申請する必要があります。</u>

申請受付期間

申請受付期間は次のとおりです。申請受付期間以外は受付できませんので御注意ください。

受付区分	審査日時(土日祝除く)	審査場所
持参	令和8年1月26日(月)～1月30日(金) 午前9時30分～午前11時30分 午後1時30分～午後3時30分	県庁本館14階土木監理課内 (香川県高松市番町四丁目1番10号) TEL:087-832-3507 <u>※審査場所は土木事務所ではありません。</u> 【予約必要】 <u>予約は令和8年1月から受け付けます。</u>
郵送	令和8年1月5日(月)～ <u>1月23日(金)(消印有効)</u> <u>※簡易書留、一般書留、又は特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービスで送付してください(レターパック可)。</u> <u>※封筒表面には「建設工事入札参加資格審査申請書在中」と記載してください。</u>	【宛先】 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 香川県土木部土木監理課 契約・建設業グループ

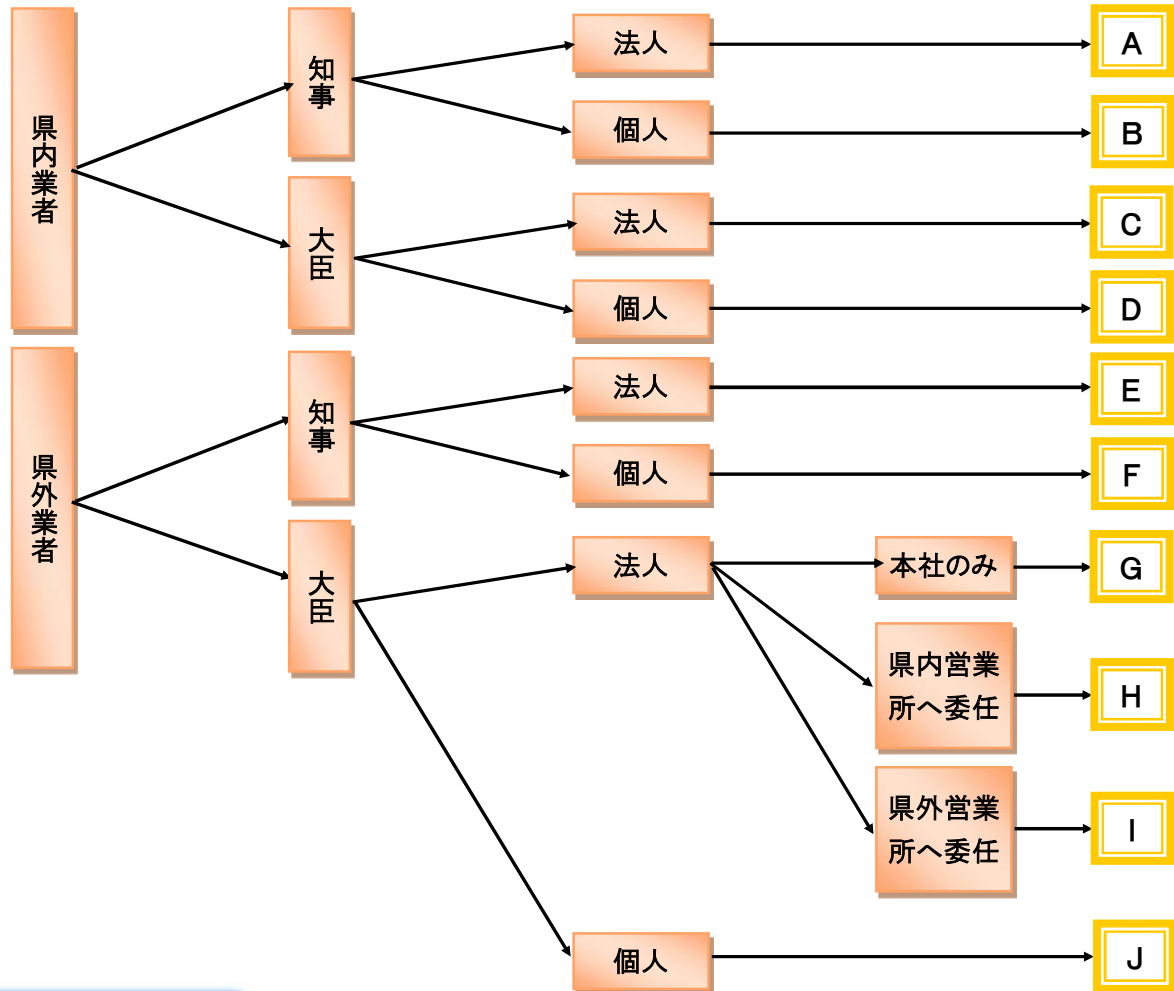
★令和8年1月30日(金)午後5時までに補正が完了しない場合は受付できませんので、十分御注意ください。

※郵送の場合も補正の期限は同様ですので、早めに申請(郵送)するようにしてください。

予約先:土木監理課 契約・建設業グループ【TEL】087-832-3507

手続フロー 提出区分について

提出区分は次のとおりです。提出区分によって必要な提出書類が異なりますので、どの区分となるのかを確認してください。



委任営業所について

県内業者

・委任する営業所を設定できません。必ず主たる営業所から申請してください。

県外業者

・本社を含めて最大2つの営業所を設定することができます。

(例1) 本社からは申請せず、委任する営業所を2つ申請する場合

例えば、高松支店から土木一式を申請し、大阪支店から建築一式を申請する場合です。この場合、上記の提出区分は、「H」の県内営業所へ委任する業者となります。

(例2) 本社と委任する営業所を1つ申請する場合

例えば、東京本社から土木一式を申請し、大阪支店から建築一式を申請する場合です。この場合、上記の提出区分は、「I」の県外営業所へ委任する業者となります。

※本社から申請する場合は、委任する営業所を1つまでしか申請できませんので御注意ください。

・県外知事業者は、委任する営業所を設定できません。必ず主たる営業所から申請してください。

提出書類について(①新規)

提出書類は次のとおりです。3ページの提出区分に従って、次の表のとりの提出書類及び確認書類が必要となります。

○…提出書類です。

●…確認書類です。該当がある場合に提示してください。確認後、返却します。

項番	提出書類・確認書類	提出区分									
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		県内・知事・法人	県内・知事・個人	県内・大臣・法人	県内・大臣・個人	県外・知事・法人	県外・知事・個人	県外・大臣・法人・本社のみ	県外・大臣・法人・県内委任	県外・大臣・法人・県外委任	県外・大臣・個人
①	チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②	建設工事入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③	申請営業所調書								○	○	
④	申請業種等調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類			○	○	○	○	○	○	○	○
⑥	受任営業所に関する書類								○	○	
⑦	納税証明書(国税)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑧	納税証明書(県税)	○	○	○	○				○		
⑨	個人住民税の滞納がない旨の証明書		○		○						
⑩	経審結果通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑪	営業所写真			○	○				○		
⑫	技術評価点数項目等調書(県外業者用)					○	○	○	○	○	○
⑬	舗装施工管理技術者確認書類					●	●	●	●	●	●
⑭	返送用封筒					○	○	○	○	○	○

提出方法について

提出に当たっては、次の事項に注意してください。

提出部数	1部
綴り方	・提出書類①～⑭については、番号順にクリップ止めをして提出してください。 ・コピーで提出できる書類は必ずA4判に統一してください。 ・原本提出の書類がA4判より小さい場合はA4判の台紙に貼付、大きい場合は折り込んでください。
注意事項	・書類提出時には、チェックリストにより提出書類等に不足がないか必ず確認してください。 ・郵送の場合、審査済印を押印した①チェックリストのコピー及び確認書類を返送するため、110円(定形外の場合140円)切手を貼った⑭返送用封筒を同封してください。

提出書類について(②追加)

提出書類は次のとおりです。3ページの提出区分に従って、次の表のとりの提出書類及び確認書類が必要となります。

○…提出書類です。

△…該当する事業者のみが提出する書類です。

●…確認書類です。該当がある場合に提示してください。確認後、返却します。

項番	提出書類・確認書類	提出区分									
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		県内・知事・法人	県内・知事・個人	県内・大臣・法人	県内・大臣・個人	県外・知事・法人	県外・知事・個人	県外・大臣・法人・本社のみ	県外・大臣・法人・県内委任	県外・大臣・法人・県外委任	県外・大臣・個人
①	チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②	建設工事入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
③	申請営業所調書								○	○	
④	申請業種等調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類			○	○	○	○	○	○	○	○
⑥	受任営業所に関する書類								○	○	
⑦	納税証明書(国税)										
⑧	納税証明書(県税)								△		
⑨	個人住民税の滞納がない旨の証明書										
⑩	経審結果通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
⑪	営業所写真								△		
⑫	技術評価点数項目等調書(県外業者用)					○	○	○	○	○	○
⑬	舗装施工管理技術者確認書類					●	●	●	●	●	●
⑭	返送用封筒					○	○	○	○	○	○

※⑧⑪は香川県内に営業所を追加する場合に必要です。

提出方法について

提出に当たっては、次の事項に注意してください。

提出部数	1部
綴り方	・提出書類①～⑭については、番号順にクリップ止めをして提出してください。 ・コピーで提出できる書類は必ずA4判に統一してください。 ・原本提出の書類がA4判より小さい場合はA4判の台紙に貼付、大きい場合は折り込んでください。
注意事項	・書類提出時には、チェックリストにより提出書類等に不足がないか必ず確認してください。 ・郵送の場合、審査済印を押印した①チェックリストのコピー及び確認書類を返送するため、110円(定形外の場合140円)切手を貼った⑭返送用封筒を同封してください。

提出書類について(③技術評価点加点)

提出書類は次のとおりです。3ページの提出区分に従って、次の表のとりの提出書類及び確認書類が必要となります。

○…提出書類です。

●…確認書類です。該当がある場合に提示してください。確認後、返却します。

項番	提出書類・確認書類	提出区分									
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		県内・知事・法人	県内・知事・個人	県内・大臣・法人	県内・大臣・個人	県外・知事・法人	県外・知事・個人	県外・大臣・法人・本社のみ	県外・大臣・法人・県内委任	県外・大臣・法人・県外委任	県外・大臣・個人
①	チェックリスト					○	○	○	○	○	○
②	建設工事入札参加資格審査申請書					○	○	○	○	○	○
③	申請営業所調書								○	○	
④	申請業種等調書										
⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類										
⑥	受任営業所に関する書類										
⑦	納税証明書(国税)										
⑧	納税証明書(県税)										
⑨	個人住民税の滞納がない旨の証明書										
⑩	経審結果通知書										
⑪	営業所写真										
⑫	技術評価点数項目等調書(県外業者用)					○	○	○	○	○	○
⑬	舗装施工管理技術者確認書類					●	●	●	●	●	●
⑭	返送用封筒					○	○	○	○	○	○

提出書類について

提出に当たっては、次の事項に注意してください。

提出部数	1部
綴り方	・提出書類①～⑭については、番号順にクリップ止めをして提出してください。 ・コピーで提出できる書類は必ずA4判に統一してください。 ・原本提出の書類がA4判より小さい場合はA4判の台紙に貼付、大きい場合は折り込んでください。
注意事項	・書類提出時には、チェックリストにより提出書類等に不足がないか必ず確認してください。 ・郵送の場合、審査済印を押印した①チェックリストのコピー及び確認書類を返送するため、110円(定形外の場合140円)切手を貼った⑭返送用封筒を同封してください。

項番	提出書類・確認書類	書類の説明・注意事項等
①	チェックリスト	【記載例11ページ参照】 ・資格申請に必要な書類を表示しています。 ・手続フローを御確認の上、必要な提出書類を確認してください。 ・書類提出の前には必ずチェックリストを確認し、不足書類がないようにしてください。 ・書類に不備がある場合は、受付ができない場合がありますので御注意ください。
②	建設工事入札参加資格審査申請書	【記載例12ページ参照】 様式をホームページからダウンロードして作成してください。
③	申請営業所調書	【記載例13ページ参照】 様式をホームページからダウンロードして作成してください。
④	申請業種等調書	【記載例14ページ参照】 様式をホームページからダウンロードして作成してください。
⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類 (コピー可)	・以下の①～③のうち、いずれか1つを持参(郵送)してください。 ①国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の必要ページを印刷したもの(印字された日付が令和7年10月1日以降であること。) ②建設業許可証明書(令和7年10月1日以降に発行されたものであること。) ③建設業許可通知書(令和7年10月1日以降に発行されたものであること。) ・①～③の記載事項(代表者、所在地等)に変更がある場合は許可行政庁の受付印のある変更届出書(様式二十二号の二)で確認しますので、持参(郵送)してください。
⑥	受任営業所に関する書類 (コピー可)	・受任営業所を設定する場合に、建設業法上の従たる営業所として建設業を営む営業所であることを確認します。 ・以下の①～②のうち、いずれか1つを持参(郵送)してください。 ①国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の「営業所の一覧」の必要ページを印刷したもの ②建設業許可申請書 別紙二(2) ・申請日の直近のもので確認します。 ・直近で業種追加した場合は、建設業許可申請書 別紙二(1)も添付してください。
⑦	納税証明書(国税) (コピー可) 様式に注意！！	・令和7年10月1日以降に発行されたもの。 ・免税業者も発行されます。 ○法人の場合(様式その3の3) ・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書が必要です。 ・様式その3の3以外は受付できませんので御注意ください。 ○個人の場合(様式その3の2) ・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書が必要です。 ・様式その3の2以外は受付できませんので御注意ください。 ※ 国税の納税証明書は、電子納税証明書(PDF)を画面印刷した証明書でも添付書類として利用できます(xml形式の印刷は不可)。
⑧	納税証明書(香川県税) (コピー可)	・令和7年10月1日以降に発行されたものであること。 ・香川県内に申請する営業所がある場合に必要です。 ・全ての税目で未納の税額がない旨の証明書が必要です。 ・<u>建設業許可申請や決算変更届に添付する証明書とは異なります。</u> ・発行請求には、受領者の本人確認が必要なほか、交付手数料として、1通につき400円分の<u>県証紙</u>が必要です。

項番	提出書類・確認書類	書類の説明・注意事項等
⑨	個人住民税の滞納がない旨の 証明書 (コピー可)	・令和7年10月1日以降に発行されたものであること。 ・県内業者の個人事業主のみ必要です。 ・令和7年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町において証明を受けたものが必要で す。 ・請求方法は各市町村に御確認ください。
⑩	経営規模等評価結果通知書・ 総合評定値通知書(コピー)	○県内業者 ・審査基準日が令和6年10月1日～令和7年9月30日のもの。 ○県外業者 ・審査基準日が令和6年9月1日～令和7年8月31日のもの。 ・左記の結果通知書を未受領の場合は、審査済(受付)印のある経営規模等評価申請書・総合 評定値請求書、工事種類別完成工事高(別紙一)及びその他審査項目(社会性等)(別紙三)の コピーを提出してください。この場合、令和8年2月末日までに結果通知書を提出する必要がありま す(香川県知事許可業者は提出不要)。期限までに提出できない場合、事前に御連絡ください。
⑪	営業所写真	・営業所の写真を提出する必要があるものは、新規の県内大臣許可業者及び県外業者のうち香 川県内に受任営業所を追加する場合です。 ・専用の台紙に写真(令和7年10月1日以降のもの)を添付して提出してください。 ・台紙はホームページからダウンロードしてください。
⑫	技術評価点数項目等調書 (県外業者用)	【記載例15ページ参照】 ・業種名「舗装」を希望し、香川県内の営業所で舗装施工管理技術者資格を有する者を常勤雇 用している場合に提出が必要です。
⑬	舗装施工管理技術者資格者証	・県外業者で、香川県内の営業所で建設業に従事する職員のうち、審査基準日時点で有資格者 がいる場合に提示してください(審査後に返却します。)(土木施工管理技士とは別の資格で す。) 【確認書類】 ① (一社)日本道路建設業協会が発行する舗装施工技術者資格者証 ※ 審査基準日時点で有効であることが必要です。 ② 常勤を確認する書類(標準報酬月額決定通知書等) ・既に名簿に登載されていても、令和8年度の再格付けにおいて引き続き加点を希望する場 合は、本申請要領に基づき、再度申請する必要があります。
⑭	返送用封筒	・郵送の場合、受付(審査済)印を押印した①チェックリスト(コピー)、⑫技術評価点数項目等調 書(コピー)、提示書類(⑬)を返送するため、返信用封筒を同封してください。 ・令和8年2月10日(火)を過ぎても返信のない場合、香川県土木部土木監理課契約・建設業グ ループ(087-832-3507)まで御連絡ください。

国 税 の 納 税 証 明 に つ い て

国税の納税証明については、次のホームページから確認してください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

納税証明書のオンライン交付請求について（※電子納税証明書はPDF形式で印刷されたもののみ可とします（xml形式は不可）ので御注意ください。）

<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei2.htm>

（書面の納税証明書を受け取る場合について）

<https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei1.htm>

（電子納税証明書（電子ファイル）について）

香 川 県 税 の 納 税 証 明 に つ い て

香川県税の納税証明については、次のホームページから確認してください。

（県税のページ）

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/>

（県税のページ Q & A 納税証明書について）

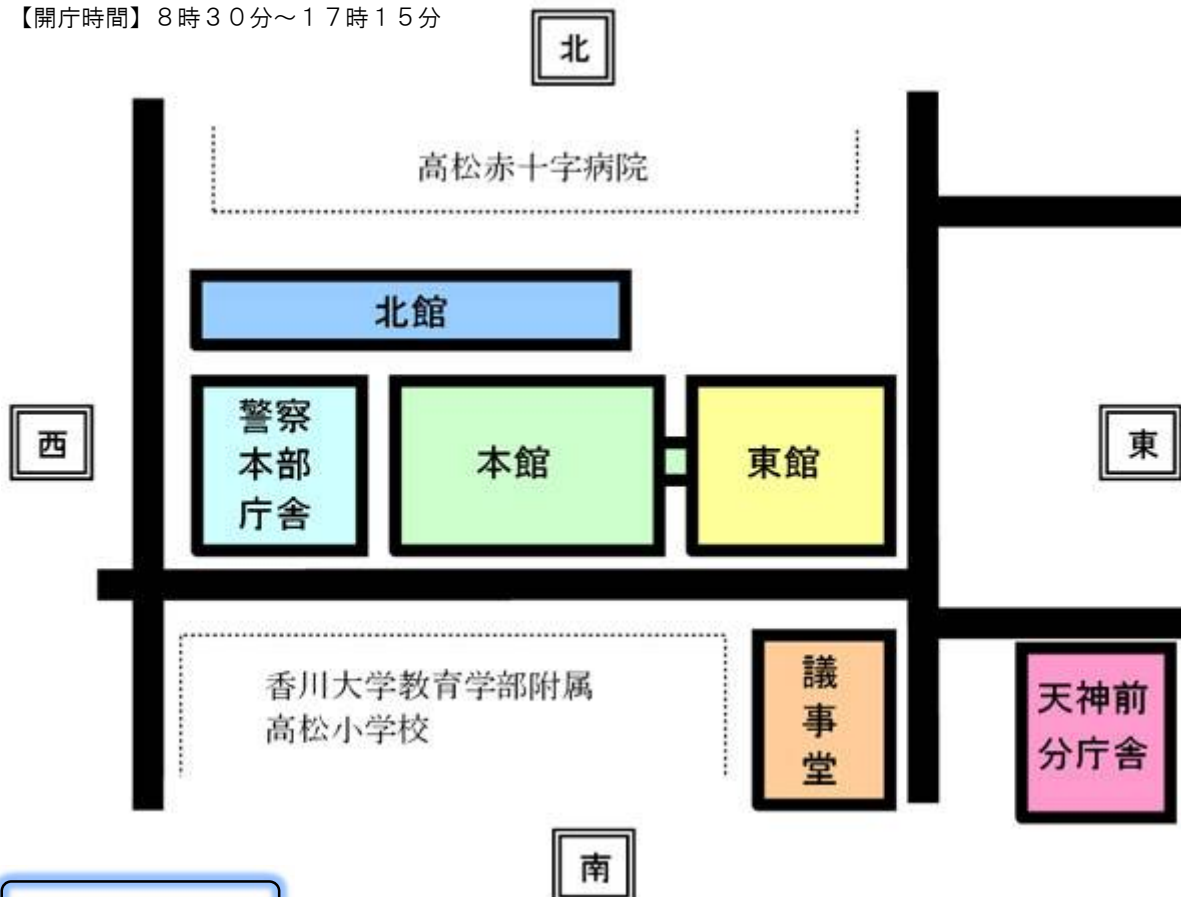
https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/q_and_a/qa013.htm#05

県 庁 舎 配 置 図

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

【代表電話】087-831-1111

【開庁時間】8時30分～17時15分



問 合 せ 先

担当窓口	住所	電話番号
土木監理課(契約・建設業グループ)	高松市番町四丁目1番10号	087-832-3507

技術職員コード表（香川県入札参加資格申請用）

(◎は1級相当、○は2級相当)

[illegible]

令和8年度香川県建設工事入札参加資格審査申請チェックリスト

国土交通大臣許可は〇〇、香川県知事許可は37、その他の県知事許可は経営規模等評価結果通知書の△△知事許可〇〇-□□□□□号の〇〇を記入

新規

許可番号

大臣
知事

コード

3 7

国土交通大臣
香川県知事

許可 第

0 0 1 2 3 4 号

許可年月日

令和

0 4

年

0 4

月

3 0

日

商号・名称

(株) 鈴木組

申請区分

電子申請

書面申請

申請要領「手続フロー②」の提出区分A～Jに該当する項目に○をしてください。

⇒

項番	提出書類・確認書類 (凡例) ○…提出書類 △…該当する事業者のみが提出 ●…該当がある場合に提示	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	チェック欄
①	チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓
②	建設工事入札参加資格審査申請書	○									○	✓
③	申請営業所調書											
④	申請業種等調書	○									○	✓
⑤	建設業許可を受けていることを証明する書類			○	○	○	○	○	○	○	○	
⑥	受任営業所に関する書類								○	○		
⑦	納税証明書（国税）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓
⑧	納税証明書（県税）	○	○	○	○				○			✓
⑨	個人住民税の滞納がない旨の証明書		○		○							
⑩	経審結果通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	✓
⑪	営業所写真			○	○				○			
⑫	技術評価点数項目等調書（県外業者用）					○	○	○	○	○	○	
⑬	舗装施工管理技術者確認書類					●	●	●	●	●	●	
⑭	返送用封筒					○	○	○	○	○	○	

該当する選択提出区分A～Jについて、事前にチェックを行ってください。

・申請業種の平均完工高要件を確認しましたか。

いずれかに○をしてください。

未確認(いいえ)の場合は受付できません。

はい ・ いいえ

行政庁記入欄

受付日付印

この欄は記入しないでください。

申請営業所調書(書面申請用)

必ず片面コピー！

記入欄（申請者は記入不可）

受付番号

県外業者で、契約締結等の権限を委任する営業所がある場合のみ提出してください。

営業所

営業所(1)

1

郵便番号

7 6 0 - 8 5 7 0

TEL

0 8 7 - 8 3 2 - 3 5 0 7

※例:087-831-1111

所在地

香川県高松市番町4-1-10

※入札参加資格審査申請書の所在地欄と同じ要領で記入してください。

支店・営業所カナ

スズキグミ タカマツエイギョウショ

※商号・名称カナを記入した後、全角1スペース空けて、支店・営業所カナを記入してください。例：スズキグミ タカマツエイギョウショ

支店・営業所

(株)鈴木組 高松営業所

※商号・名称を記入した後、全角1スペース空けて、支店・営業所を記入してください。例：(株)鈴木組 高松営業所

受任者役職

営業所長

受任者氏名

香川 三郎

※姓と名を全角1スペース空けてください。以下同じ

受任者役職は「営業所長」、「支店長」等できるだけ簡潔に記入してください。

営業所(2)

2

(注意)

支店・営業所カナ、支店・営業所については、この記入例のように商号名称を記入した上、**全角1スペース空けて**から支店・営業所を記載してください。

郵便番号

※例:087-831-1111

所在地

※入札参加資格審査申請書の所在地欄と同じ要領で記入してください。

支店・営業所カナ

※商号・名称カナを記入した後、全角1スペース空けて、支店・営業所カナを記入してください。例：スズキグミ タカマツエイギョウショ

支店・営業所

※商号・名称を記入した後、全角1スペース空けて、支店・営業所を記入してください。例：(株)鈴木組 高松営業所

受任者役職

建設工事の請負に係る見積り・入札・契約締結権限を営業所に委任する場合には、本様式に、委任する営業所の情報を記入した上、申請業種等調書を作成してください。
営業所に上記権限を委任しない場合、本様式を作成する必要はありませんので、入札参加資格審査申請書を作成後、申請業種等調書を作成してください。

※入札参加資格審査申請にあたり、

【委任事項】

- 1 見積及び入札に関する一切の権限
- 2 契約の締結、変更及び解除に関する一切の権限
- 3 代金の請求及び受領に関する一切の権限

〔香川県に対して申請する県外業者の方へ〕

①香川県の場合、上記権限を委任できる営業所(支店)の数は2つまでとします。

(上限の例1)

本社は直接契約を行わず、土木一式にあつては大阪支店に、建築一式にあつては広島支店に権限を委任する場合、この場合、本様式には大阪支店と広島支店を記入します。

②ただし、本社が一部の申請業種についてのみ営業所に権限を委任する場合は、委任できる営業所数は1つとします。

(上限の例2)

土木一式にあつては本社が直接契約を行い、建築一式にあつては名古屋支店に権限を委任する場合

申請業種等調書（書面申請用）

※行政庁記入欄（申請者は記入不可）

受付番号

必ず片面コピー！

（申請業種）

営業所名	CD	業 種 名	申請業種 ○を記入	平均完成工事高要件
高松営業所		土木	○	500万円以上
高松営業所		建築	○	500万円以上
		大工		—
		左官		—
		とび		
		石		
		屋根		—
		電気		500万円以上
		管		500万円以上
		タイル		—
		鋼構		1円以上
		鉄筋		—

平均完成工事高要件を満たさない業種は申請できません。

行政庁記入欄なので記入しないでください。

「営業所名」の欄は、県外業者であって主たる営業所以外に申請営業所がある場合に記入してください。
県内業者又は県外業者であって主たる営業所のみが申請営業所の場合には記入の必要はありません。

申請する業種の欄に○を記入するとともに、左端の営業所名の欄に、その業種に関し、建設工事の請負に係る見積り・入札・契約締結を行う営業所名（本社を含む。）を記入してください。（同一業種について、営業所間の重複は認められませんので御注意ください。）
これは、舗装については本社が直接契約を行い、土木一式、建築一式、造園については高松営業所に契約締結権限を委任する場合の申請例です。

香川県に申請する場合、
★ 土木一式、建築一式、電気、管、舗装にあつては、経営事項審査における平均完成工事高が500万円以上必要です。
★ とび、鋼構造物、塗装、機械器具、電気通信、造園、建具、解体にあつては、経営事項審査における平均完成工事高が1円以上必要です。

経営事項審査における総合評定値通知書の平均完成工事高で御確認ください。
なお、総合評定値通知書が届いていない場合は、経営事項審査の申請時に提出した別紙1工事種類別完成工事高の欄から平均完成工事高を計算して御確認ください。

		水道		—
		消防		—
		清掃		—
		解体		1円以上

技術評価点数項目等調書（県外業者用）

商号・名称

(株) 佐藤組

許可番号

1

(1

愛媛県

知事

2 国土交通大臣)

大臣・知事コード

38

第

1 2 3 4

号

経審審査基準日

令和

0 7

年

0 4

月

3 0

日

※香川県内において建設業に従事する有資格者数

1(有)の場合は、0人の場合も0と記入してください。

2(無)の場合は、記入不要です。

31日までのものを記入

無の場合も必ず2を記入してください。

舗装の申請

1

1有2無

舗装施工管理技術者

1級

3

人

2級

2

人

※県外業者が舗装工事を申請する場合、舗装施工管理技術者（上記経営事項審査基準日に、香川県内の営業所において建設業に従事する有資格者数）

県内在住資格者（上記の経審審査基準日時点） 県外業者のみ記入する。

業 種 名	県内在住の資格者（人）※	
	1 級	2 級
土木	3	5
建築		
大工		
左官	県内在住資格者がいない場合は、「該当なし」と記入してください。	
とび		
石		
屋根		
電気		
管		
タイル		
鋼構		
鉄筋		
舗装	1 1	8
浚渫		

業 種 名	県内在住の資格者（人）※	
	1 級	2 級
板金		
ガラス		
塗装		
防水		
内装		
機器		
熱絶		
電通		
造園		
さく井		
建具		
水道		
消防		
清掃	1	
解体		

※香川県内の営業所で建設業に従事する県内在住の資格者の人数を記入 1級＝1級土木施工管理技士、1級建築士等 2級＝監理技術者補佐、登録基幹技能者、2級土木施工管理技士、2級建築士、第1種電気工事士、1級技能士等 詳細は、申請要領の「技術職員コード表（香川県入札参加資格申請用）」を御確認ください。

受付日付印